

畜産農家の皆様へ

死亡した家畜は適正に処理しましょう

家畜の死体は産業廃棄物であり
適正な処理は畜産農家の義務です！

家畜の死体については、「廃掃法^{※1}」と「化製場法^{※2}」に基づいて、
専門の業者に運搬・処理を依頼するようにしましょう。(裏面参照)

※1「廃掃法」…廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※2「化製場法」…化製場等に関する法律

家畜の死体処理Q & A

質問1 自己所有地に埋却しても良いですか？

→ 不法投棄にあたり、廃掃法と化製場法違反です。
自己所有地や地主の許可がある借地でも、家畜の死体を埋めてはいけません。

質問2 堆肥舎で糞尿と一緒に堆肥化するのは良いですよ？

→ 化製場法違反です。死体を肥料や飼料等に再利用する化製処理は、許可を受けた「化製場」でしか行えません。なお、自己所有の焼却炉や敷地で焼却する場合も化製場法違反となります。

質問3 家畜の死体を処理するには、どうしたら良いですか？

→ 静岡県内には化製場が無いので、県、市町、農協等が協力して、「死亡獣畜冷却運搬車」を整備し、県外の化製場(東京都又は愛知県)へ運搬し処理を行う「死亡獣畜処理体制」を構築しています。

家畜の死体の運搬処理は、下表の収集運搬業者に依頼(有料)してください。

県西部地域 (大井川以西)	県中部・東部地域 (大井川以东) ※
収集運搬 (有)村松畜産 電話 053(589)8442	収集運搬 金森運送(有) 電話 0544(26)2239
愛知県の化製場で処理	東京都の化製場で処理

※牧之原市・吉田町・川根本町は県中部・東部地域になります。

詳しくは、
こちらまで

公益社団法人静岡県畜産協会 TEL 054-274-0210
静岡県東部家畜保健衛生所 TEL 055-978-3131
静岡県中部家畜保健衛生所 TEL 0547-37-1158
静岡県西部家畜保健衛生所 TEL 053-434-2921

次の場合は、管轄の家保に至急連絡してください！

病気の家畜が増加したり、死亡が多発するなど、
家畜伝染病が疑われる場合

業者に死体処理を依頼する前に、



家畜保健衛生所への連絡
(又は獣医師への診断依頼)
をお願いします。

資 料

※ 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

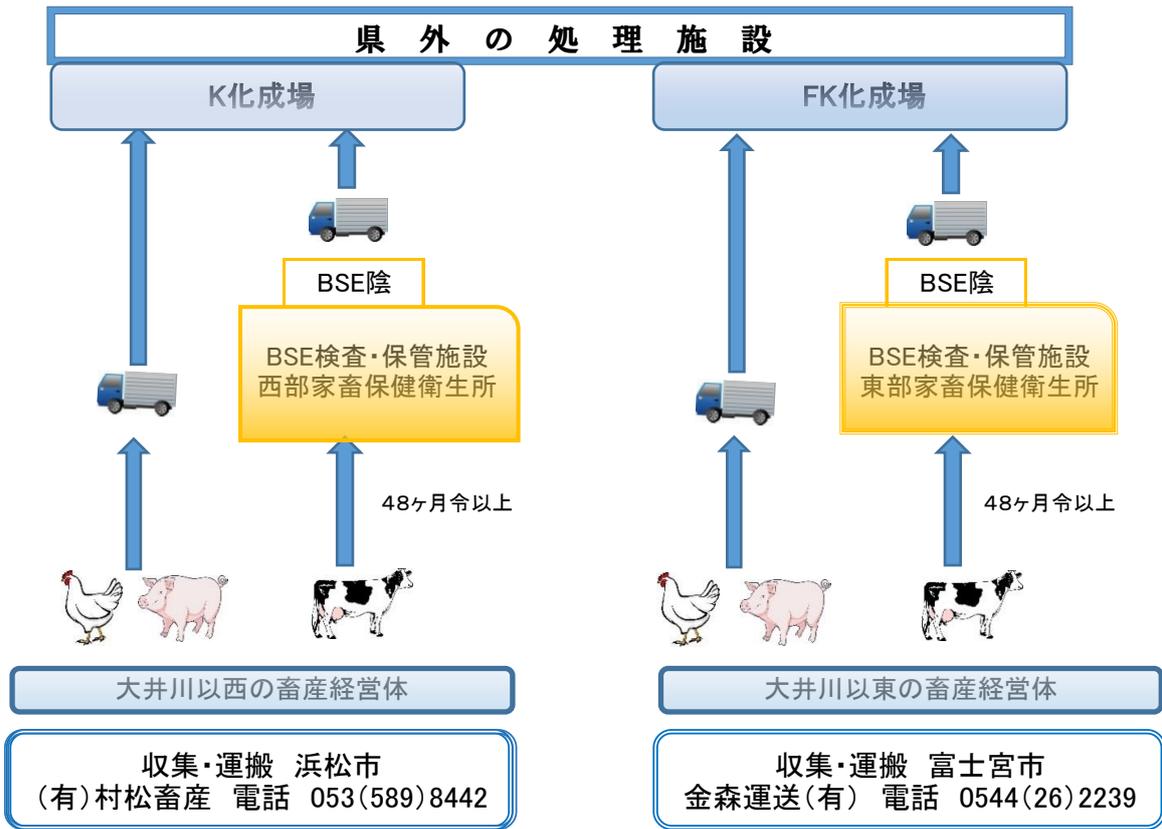
- ・ 第2条で畜産農業に係る動物の死体は産業廃棄物と規定されているため、これをみだりに投棄（埋却等）することは同法第16条違反となります。

※ 2 化製場等に関する法律

- ・ 第2条で「化製場」以外の施設で、獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）の肉、皮、骨、臓器等から、皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料等を製造すること（化製処理）は、禁止されています。
- ・ また、「死亡獣畜取扱場」以外での死亡獣畜の解体、焼却又は埋却也禁止されています。
- ・ 「化製場」と「死亡獣畜取扱場」の設置には、第3条で知事の許可が必要です。

静岡県内の死亡獣畜処理体制

(公社) 静岡県畜産協会では、県内における死亡獣畜を円滑に処理するため、県・市町及び生産者団体から3億円の基金を預かり、この基金を運用し、その果実をもって死亡獣畜冷却運搬車両4台を保有し、産業廃棄物運搬処理業者に管理を委託して、県内で発生する死亡獣畜の適正な処理をおこなっています。死亡獣畜の発生は、経営にとってマイナス要因でありませぬ。適正な飼養管理に心がけ、死亡獣畜の発生を少なくしましょう。



令和2年度冷却運搬車両の使用実績

単位:頭

区分	乳用牛	肉用牛	豚	その他	計
東部	519	355	1672	213	2759
中部	15	42	13	3	73
西部	199	287	3971	14	4471
合計	733	684	5656	230	7303